

宮崎県日向灘沿岸海岸保全基本計画（変更原案）に対するパブリックコメントにおける御意見の要旨及び県の考え方について

番号	該当ページ	該当部分及び御意見の要旨	県の考え方
1	P24	植物分野で使う「群集」とは、論文で記載されたものを使うのが一般的です。「ハマヒルガオ群集」「コウボウムギ群集」「ケカモノハンシ群集」「チガヤ群集」は、「ハマヒルガオ群落」「コウボウムギ群落」「ケカモノハンシ群落」「チガヤ群落」が適切だと思います。	適切な表現に修正いたします。
2	P24	<p>昆虫に関しても正確な情報をもとに正しく記述されることを希望する、                      具体的には下記の項目が事実とことなる、</p> <p>トンボ類                      コフキヒメイトトンボ：海浜性ではなく、内陸部の湿地や沼で見られる                      ベッコウトンボ：海浜性ではなく、佐土原などの湿地や沼で見られたが、現在は絶滅状態である。（ここ10年近く確認されていない）</p> <p>甲虫類                      ケシゲンゴロウ：海浜性ではなく、内陸部の湿地や沼に広く生息している、</p> <p>蝶類（+蛾類）                      ミカドアゲハ：海浜性ではなく、海岸沿いの山地の林道に多い。食樹のオガタマノキが植えられている神社などでも見られる。                      タイワンツバメシジミ：海浜性ではない。生息しているのは山地の崖場や伐採跡地                      アシナガモモフトスカシバ：海浜性ではない。珍しい種だが、えびの市にも記録がある。</p> <p>以上の種類を削除し、代わりに海浜性昆虫であるハンミョウ類（イカリモンハンミョウ以外のシロヘリハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウやハラビロハンミョウ）、半翅目のアシナガナガカメムシや直翅目のハマスズをあげるべきだと思われる。</p>	出典が誤っておりましたので、出典及び本文を修正いたします。
3	P24	宮崎県の保護上重要な野生生物2020年度版を確認しましたが、コフキヒメイトトンボ、ベッコウトンボ、ケシゲンゴロウ、ミカドアゲハ、タイワンツバメシジミ、モモフトスカシバについては、海岸周辺での生息について資料内では言及されていませんでした。	

番号	該当ページ	該当部分及び御意見の要旨	県の考え方
4	P25	<p>希少種の中に昆虫類が全く出てこないが、海浜性昆虫として希少なものが宮崎県にも生息している。それらを下記に示したが、いくつかについては触れていただきたい。</p> <p>イカリモンハンミョウ  宮崎県絶滅危惧ⅠB類（EN-g）環境省絶滅危惧ⅠB類（EN）  ハラビロハンミョウ  宮崎県絶滅危惧Ⅱ類（VU-r）環境省絶滅危惧Ⅱ類（VU）  ヨドシロヘリハンミョウ  宮崎県絶滅危惧Ⅱ類（VU-r）環境省絶滅危惧Ⅱ類（VU）  シロヘリハンミョウ  宮崎県準絶滅危惧（NT-r）環境省準絶滅危惧（NT）  アシナガナガカメムシ  宮崎県準絶滅危惧（NT-r）環境省準絶滅危惧（NT）  ハマスズ  宮崎県準絶滅危惧（NT-g）</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、「イカリモンハンミョウ」を追加いたします。</p>
5	P57	<p>「人と海とのふれあいやアカウミガメなど多様な生物の生息・生育・産卵の場である砂浜については、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進します」「希少又は多様な動植物の生息・生育の場である砂浜、岩礁、河口域、干潟などの自然環境を良好な状態で守っていきます」という方向性は素晴らしいので、ぜひこの方向性を尊重しながら事業を進めてください。</p>	<p>基本計画に記載のとおり実施してまいります。</p>

番号	該当ページ	該当部分及び御意見の要旨	県の考え方
6	P61 P63 P76	<p>一ツ葉海岸等(ユニット 6・7)で行われている養浜事業において、投入される砂の中に相当量のゴミ(産業廃棄物、プラスチック、金属片等)が混入している現状が見受けられます。これは景観を損なうだけでなく、利用者やウミガメの幼体にとって危険です。</p> <p>計画案(61 ページ)では「土砂の適切な管理」が謳われていますが、今後は「養浜材の品質管理基準」を厳格化し、ゴミの排除を委託業者の義務として徹底させる旨を計画に明記してください。具体的には、施工時のモニタリングに加え、投入前のスクリーニング作業の強化、ゴミ混入発覚時の罰則規定、再発な砂浜維持のための具体的な管理体制の構築を求めます。</p>	<p>養浜事業におけるゴミ等の混入につきましては、関係機関で情報共有を図り対応してまいります。</p> <p>また、アカウミガメの保護は大変重要であることから、頂いた御意見を踏まえ、環境面の施策に「養浜材については、生息・産卵環境に配慮しつつ、異物混入防止の観点から、適切な管理の在り方について検討」を追加いたします。</p>
7	P61	<p>「堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も含めて土砂の適切な管理を推進する」となっています。この方向はいいと思いますが、現状ではアカウミガメの産卵には適さない粒径の大きな河川掘削土砂などが持ち込まれ、養浜土として海岸に設置されています。砂浜の保全と回復を主体とした整備を推進するためには、養浜に使用する土砂について、アカウミガメの産卵・孵化に適した粒径・材質の確保を必須条件として明記してください。</p>	
8	P75	<p>(養浜工) 正しい砂で養浜されれば生態系の影響は小さく、アカウミガメの保全にも有効ですが、現状で実施されている養浜の一部には河川掘削土砂が利用されており、海浜の質の劣化が進行中です(宮崎市周辺)。現実問題として、養浜に適した砂の供給量は少なく、河川掘削土砂の行き先として海岸が選ばれている現状があります。</p>	<p>アカウミガメの保護は大変重要であることから、頂いた御意見を踏まえ、表-2.2.1「養浜工」「サンドバイパス」に「ただし、投入先の海浜の状況等に配慮する必要がある。」を追加いたします。</p>
9	P76	<p>生態系への影響は小さい、との記述がありますが、住吉海岸で養浜されている場所が地割れのように見える場所を見かけます。その割れ目にウミガメが落ちる瞬間を目撃しました。あのような割れ目、段差が出来るのは地域住民にも危険だと感じます。養浜は必要な処置ですが、補給されている砂に泥や砂利なども多く含まれていてあのような形状になるのではないかと考えています。元の砂との組成が大きく異なると、生態系への影響が小さいとは言えなくなるとお思いますので、補給する砂の質についても慎重にご検討いただきたいです。</p>	

番号	該当ページ	該当部分及び御意見の要旨	県の考え方
10	P62	<p>次のことを加えていただきたい。</p> <p>加江田川の国道220号線から河口側両岸と木崎浜方面と青島方面への海浜地帯は絶滅危惧の昆虫類（特に海浜性ハンミョウ類）が生息する貴重な場所である。</p> <p>日南海岸国定公園に含まれていない場所もあるので、ここの環境保全を特にお願したい。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後、個別海岸ごとの施設計画を具体化していく段階になりましたら検討の参考とさせていただきます。</p>
11	P62	<p>「生息・生育等環境に影響を与えないよう保全に十分配慮」「生息・生育・繁殖環境への影響を考慮した施設の整備位置の検討を行うなど、自然環境の保全に配慮」「離岸堤や潜堤～、自然環境に配慮した整備を進める」「アカウミガメの上陸・産卵への影響を最小限にする工法を様々な角度から検討」など、整備を進める上で、アカウミガメや希少動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮・検討することになっています。計画の段階ですので、抽象的な表現になるのは理解できますが、実際に整備を進める上で、どのようなプロセスと評価基準で配慮・検討するのか、計画内に明文化してください。</p>	<p>環境への配慮を検討するプロセス等につきましては、対象とする事項（動植物や環境指標等）によって個別海岸ごとに検討する必要があると考えております。</p> <p>このため、実際に個別海岸ごとの施設計画を具体化していく段階になりましたらご指摘頂いた事項につきまして検討してまいります。</p>
12	P62	<p>「アカウミガメなどの希少な生物の保全のために特に管理を行う必要が高い区域については、地元自治体や地域住民等との調整を図りながら、砂浜への車の乗り入れ規制を検討する」となっています。アカウミガメだけでなく、鳥類のコアジサシ、昆虫類のイカリモンハンミョウなど、海岸は希少な動物の生息地になっています。現在進行形で車の乗り入れによる被害が発生しており、早急な対策が必要です。具体的な「海岸利用ゾーニング計画」を策定してください。</p>	<p>各海岸管理者及び関係者に情報提供を行うとともに、海岸利用の適切な在り方や対策について、検討の参考にさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	該当部分及び御意見の要旨	県の考え方
13	P71 P100	<p>計画案ではRCP2.6シナリオに基づき、21世紀末までに0.39mの海面上昇を見込んでいます（100ページ）。日向灘沿岸海岸においては、この海面上昇により砂浜が消失し、アカウミガメの産卵場所が奪われることを強く危惧します。</p> <p>北太平洋に生息するアカウミガメは日本でしか産卵しません。このアカウミガメの産卵地を守る責任があります。主な産卵地：は宮崎県（特に一ツ葉や青島周辺）、鹿児島県、屋久島などが世界的に見ても極めて重要な「北太平洋最大の繁殖地」となっています。</p> <p>ユニット7の基本方針には「アカウミガメの上陸・産卵等の環境面に十分配慮し、砂浜の保全・回復を目的とした海岸の保全を図る」とあります（71ページ）。この方針を具現化するため、コンクリートによる剛な護岸ではなく、サンドバック（ジオテキスタイル）を砂浜内部に埋設する「環境配慮型護岸」の採用を強く要望します。これにより、平常時は自然な砂浜の景観とウミガメの上陸経路を確保しつつ、荒天時や将来的な海面上昇時には背後の陸地を守る護岸として機能させることが可能となり、生態系保全と防災機能の両立が図れると考えます。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後、個別海岸ごとの施設計画を具体化していく段階になりましたら検討の参考とさせていただきます。</p>
14	P71 P75	<p>青島は国際的な観光地かつ貴重なサーフスポットですが、計画案にある離岸堤などの構造物は景観や波質への影響が懸念されます。青島・木花地域については、以下の3点を必須条件とした「多目的人工リーフ」として設計・施工することを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 沖合で砕波させることで岸への波エネルギーを軽減し、砂の流出を抑制すること。</li> <li>2. サーフィンに適した波形を維持・形成できる設計であること（71ページの「現状の多様な海岸利用を促進」に合致させるため）。</li> <li>3. アカウミガメの上陸や回遊を妨げない形状・配置とし、海洋生物に配慮した素材を使用すること。</li> </ol> <p>また、人工リーフの設置単体ではなく、宮崎県内の河川などからのサンドバイパスを前提とした「継続的な養浜」とセットで計画し、持続可能な砂浜維持の仕組みとして検討願います。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後、個別海岸ごとの施設計画を具体化していく段階になりましたら検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	該当部分及び御意見の要旨	県の考え方
15	P71	<p>ユニット7（宮崎海岸～青島漁港海岸）の基本方針として、保安林の保全については触れていませんが、近年の松枯れ被害を見ると重大な問題だと感じます。計画に加えるべきではないでしょうか。</p>	<p>保安林の保護は大変重要であることから、頂いた御意見を踏まえ、「保安林等の保全」を追加いたします。</p>
16	P75	<p>（護岸）すべてアカウミガメの上陸産卵に影響を与えます。特に緩傾斜堤は砂が留まらずアカウミガメ産卵地消失への影響は甚大です。また、護岸は砂浜と後背植生を分断することになり、そのような場所を利用する動物や植生にも影響を与えます。護岸設置は多くの場合、高波の洗掘により永久的な砂浜消失に繋がります。その危険性についても触れるべきです。</p>	<p>アカウミガメの保護は大変重要であることから、頂いた御意見を踏まえ、表-2.2.1「護岸」に「陸側に施設ができることから、海岸と背後地の連続性が損なわれる恐れがあり、砂浜が減少した場合、アカウミガメの上陸・産卵に影響を及ぼす恐れがある。」を追加いたします。</p>
17	P75	<p>（離岸堤）「影響を与える可能性がある」となっていますが、実際にアカウミガメの上陸・産卵に影響を与えています。また、次の（潜堤）については、「アカウミガメの上陸・産卵に影響を与える可能性がある」を追記すべきです。</p>	<p>アカウミガメの保護は大変重要であることから、頂いた御意見を踏まえ、表-2.2.1「潜堤」に「アカウミガメの上陸・産卵に影響を与える可能性がある。」を追加します。</p>
18	P75	<p>（突堤）生態系への影響は小さいとなっていますが、そのように評価された文献などはありませんでしょうか。沿岸を移動する生物の回遊経路を分断する物理的障壁となるほか、流況の変化に伴う底質の悪化など、生態系を劣化させる恐れもあります。もし影響を正しく評価できない場合は、生態系への影響は未知などを書くべきだと思います。</p>	<p>一般論として、突堤は、その形状から離岸堤等と比較して生態系への影響は相対的に小さいと考えております。ただし、影響の程度は周辺環境や設置条件によって異なるものと認識しております。</p>

番号	該当ページ	該当部分及び御意見の要旨	県の考え方
19	P78～P84	環境面における配慮事項について、アカウミガメの上陸・産卵実績がある海岸については、アカウミガメが配慮事項に挙げられていますが、その他の希少動植物の保全に関する内容が少なすぎます。海浜の希少動植物について、再度洗い出しを行い、配慮事項に追加してください。	希少種につきましては、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため、その一部をP.25、26に記載しております。希少種に対する環境面の施策につきましては、基本計画P.62に記載しておりますが、自然環境への影響検討及び連続性を保持した整備方法に関するご意見につきましては、今後、個別海岸ごとの施設計画を具体化していく段階になりましたら検討の参考とさせていただきます。
20	P78～P84	配慮事項で、いくつか海岸樹林や海浜植生群落が挙げられています。これらは個別に重要な植物群落ですが、海浜の生態系を保全する上で最も重要なことは、海→砂浜→後背草地→海岸樹林への連続性（エコトーン）です。この視点を追加して、自然環境への影響を検討してください。施設を整備する上でも、この連続性を一体的に保全しながら整備する方法を検討してください。	
21	P85～P96	ユニット全面に赤線が引いてある海岸もありますが、赤線全ての範囲で新設・改良する予定ではなく、この一部を整備するという認識で良いでしょうか。右下に小さく第4章（気候変動を踏まえた防護水準）を参考に詳細検討を行う必要がある、と記載されていますが、その他（地域住民のニーズ、生態系への影響等）も考慮していただきたいです。	計画書P.97に「特に、施設整備にあたっては、景観、利用、防護等を総合的に考慮するとともに、地域住民等と合意形成を図りながら、施設計画等を検討していく。」としており、施設の新設・改良範囲についてもこの方針に則って検討することとしています。 また、計画書P.98に「計画の見直しを適宜かつ適切に行うため、砂浜、生物、生態系等の自然環境の変化、関係する計画等の改訂、地域住民や県民の海岸に対するニーズの変化等に関して継続的な調査、把握、分析等が可能となる体制づくりを検討する。」と記載しております。